

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和元年経済産業省・国土交通省令第 3 号）の施行に伴い，建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の対象の拡大及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定に簡易な評価方法を導入することによる関係手数料の見直しを行うため。

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第 号）

伊丹市手数料条例（平成１２年伊丹市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第２第５１号の１１前段中「係る建築物の次に掲げる区分に応じ、次に定める額」の右に「（計画の認定の申請に係る建築物以外の建築物（以下第５１号の１４において「他の建築物」という。）がある場合は、建築物ごとに算定した額を合算した額）」を加え、同表第５１号の１２中「とする」の右に「建築物ごとの」を、「この号」の右に「、第５１号の１４」を加え、同表第５１号の１３ア(ア) a (b)中「第１条第１項第２号イ(2)」を「第１条第１項第２号イ(2)(i)」に改め、「する基準」の右に「（以下この号において「モデル住宅法基準」という。）又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準」を加え、同号ア(ア) b (b)中「住宅が、」の右に「モデル住宅法基準又は」を加え、同号ア(イ) a (b)中「住戸が、」の右に「省令第１条第１項第２号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に規定する基準（以下この号において「フロア入力法基準」という。）又は」を加え、同号ア(イ) b (b)、同号ア(イ) c (b)、同号ア(イ) d (b)、同号ア(イ) e (b)、同号ア(イ) f (b)及び同号ア(イ) g (b)中「住戸が、」の右に「フロア入力法基準又は」を加え、同号イ(ア) a (b)、同号イ(ア) b (b)、同号イ(ア) c (b)、同号イ(ア) d (b)、同号イ(ア) e (b)、同号イ(ア) f (b)及び同号イ(ア) g (b)中「住戸が、」の右に「モデル住宅法基準、フロア入力法基準又は」を加え、同表第５１号の１４ア中「２６４，０００円（モデル建物法基準によらない場合は、５６３，０００円）」を「次に掲げる区分に応じ、次に定める額」に改め、同号アに次のように加える。

- (ア) 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下この号において「認定計画」という。）の算出方法と同一の算出方法による当該認定計画に記載された他の建築物（以下この号及び次号において「他の計画記載建築物」という。）の場合

103,000円

(イ) 他の計画記載建築物以外の建築物であって、モデル建物法基準による場合 264,000円

(ウ) その他の場合 563,000円

別表第2第51号の14イ中「339,000円（モデル建物法基準によらない場合は、689,000円）」を「次に掲げる区分に応じ、次に定める額」に改め、同号イに次のように加える。

(ア) 他の計画記載建築物の場合 151,000円

(イ) 他の計画記載建築物以外の建築物であって、モデル建物法基準による場合 339,000円

(ウ) その他の場合 689,000円

別表第2第51号の14ウ中「415,000円（モデル建物法基準によらない場合は、823,000円）」を「次に掲げる区分に応じ、次に定める額」に改め、同号ウに次のように加える。

(ア) 他の計画記載建築物の場合 198,000円

(イ) 他の計画記載建築物以外の建築物であって、モデル建物法基準による場合 415,000円

(ウ) その他の場合 823,000円

別表第2第51号の14エ中「482,000円（モデル建物法基準によらない場合は、935,000円）」を「次に掲げる区分に応じ、次に定める額」に改め、同号エに次のように加える。

(ア) 他の計画記載建築物の場合 239,000円

(イ) 他の計画記載建築物以外の建築物であって、モデル建物法基準による場合 482,000円

(ウ) その他の場合 935,000円

別表第2第51号の14オ中「644,000円（モデル建物法基準によらない場合は、1,187,000円）」を「次に掲げる区分に応じ、次に定める額」に改め、同号オに次のように加える。

(ア) 他の計画記載建築物の場合 352,000円

(イ) 他の計画記載建築物以外の建築物であって、モデル建物

法基準による場合 644,000円

(ウ) その他の場合 1,187,000円

別表第2第51号の15ア中「93,000円（モデル建物法基準によらない場合は、238,000円）」を「次に掲げる区分に応じ、次に定める額」に改め、同号アに次のように加える。

(ア) 他の計画記載建築物の場合 12,000円

(イ) 他の計画記載建築物以外の建築物であって、モデル建物法基準による場合 93,000円

(ウ) その他の場合 238,000円

別表第2第51号の15イ中「158,000円（モデル建物法基準によらない場合は、388,000円）」を「次に掲げる区分に応じ、次に定める額」に改め、同号イに次のように加える。

(ア) 他の計画記載建築物の場合 35,000円

(イ) 他の計画記載建築物以外の建築物であって、モデル建物法基準による場合 158,000円

(ウ) その他の場合 388,000円

別表第2第51号の15ウ中「264,000円（モデル建物法基準によらない場合は、563,000円）」を「次に掲げる区分に応じ、次に定める額」に改め、同号ウに次のように加える。

(ア) 他の計画記載建築物の場合 103,000円

(イ) 他の計画記載建築物以外の建築物であって、モデル建物法基準による場合 264,000円

(ウ) その他の場合 563,000円

別表第2第51号の15エ中「339,000円（モデル建物法基準によらない場合は、689,000円）」を「次に掲げる区分に応じ、次に定める額」に改め、同号エに次のように加える。

(ア) 他の計画記載建築物の場合 151,000円

(イ) 他の計画記載建築物以外の建築物であって、モデル建物法基準による場合 339,000円

(ウ) その他の場合 689,000円

別表第2第51号の15オ中「415,000円（モデル建物法基準によらない場合は、823,000円）」を「次に掲げる区分に応じ、次に定める額」に改め、同号オに次のように加える。

(ア) 他の計画記載建築物の場合 198,000円

(イ) 他の計画記載建築物以外の建築物であって、モデル建物法基準による場合 415,000円

(ウ) その他の場合 823,000円

別表第2第51号の15カ中「482,000円（モデル建物法基準によらない場合は、935,000円）」を「次に掲げる区分に応じ、次に定める額」に改め、同号カに次のように加える。

(ア) 他の計画記載建築物の場合 239,000円

(イ) 他の計画記載建築物以外の建築物であって、モデル建物法基準による場合 482,000円

(ウ) その他の場合 935,000円

別表第2第51号の15キ中「644,000円（モデル建物法基準によらない場合は、1,187,000円）」を「次に掲げる区分に応じ、次に定める額」に改め、同号キに次のように加える。

(ア) 他の計画記載建築物の場合 352,000円

(イ) 他の計画記載建築物以外の建築物であって、モデル建物法基準による場合 644,000円

(ウ) その他の場合 1,187,000円

付 則

この条例は、公布の日から施行する。